

社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会清掃業務仕様書

この仕様書は、大阪市住吉区社会福祉協議会の清掃業務に関する業務内容、その他必要事項を明示したものである。

1. 清掃箇所

・対象物件	大阪市住吉区社会福祉協議会
・所在地	大阪市住吉区浅香1丁目8番47号
土地面積	1059.80㎡
建物面積	1階 300.79㎡
	2階 352.66㎡
	3階 405.11㎡
	4階 62.15㎡
	屋上 315.26㎡

2. 清掃範囲及び清掃方法

別添清掃要領のとおり

(契約後、清掃内容に変更が生じる場合がある)

3. 清掃実施期間

平成30年4月1日より平成31年3月31日

日常清掃

月・水・金(日常清掃日が、祝祭日の場合は週2回とする。)

午前中に作業を完了できる範囲内で設定する。

定期清掃

外階段・建物外回り・屋上……………月1回

床面洗浄ワックス・窓ガラス等…年2回

(8月・2月の土曜日を予定)

受水槽……………年1回

ただし、執務時間の変更や事業運営上、不都合が生じた場合には、双方の協議により決める。

4. その他

- (1) 対象物件の改修又は修繕により清掃道具等の移動が必要な場合は、協議会担当者の指示に従い、受託者において速やかに移動すること。

- (2) 契約後は、速やかに協議会担当者と連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 清掃報告書は、毎月末に作成し協議会担当者に提出すること。
- (4) 本業務にかかる機器導入費用等、清掃業務に必要な一切の経費（手洗用石鹼液等消耗品含む）については受託者負担とする。
- (5) 業務の内容その他で疑義が生じた場合は、協議会担当者と協議して決定すること。また、契約後に業務内容に変更が生じる場合には双方で協議し決定すること。

5. 特記事項

- (1) 受託者は、日常清掃にかかる契約金額の1/2分の1の額を翌月10日までに請求し、協議会は受領後30日以内に支払うものとする。また、定期清掃にかかる費用請求については、定期清掃実施日の属する日常清掃費用請求と共に行うものとする。また、費用に関する振込手数料は受託者の負担とする。
- (2) 本協議会は、個人情報を取り扱う事務所であることを十分に理解すること。
また、機器等の備品が多いので、破損・汚損することの無いように注意すること。

6. 担 当

社会福祉法人

大阪市住吉区社会福祉協議会

住所：大阪市住吉区浅香1丁目8番47号

電話：06-6607-8181 担当：中村

FAX：06-6692-8813